

2 適用に当たっての手続き（ただし書適用基準抜粋）

（1）設置に係る協議

JIS 基準ただし書を適用する場合には、建築確認申請又は浄化槽設置届出の前に、次の書類により特定行政庁と協議すること。

住宅の尿尿浄化槽処理対象人員算定基準のただし書適用願い [様式第 1 号]
誓約書 [様式第 2 号]
世帯全員の住民票写し
最近 1 年間の水道使用量を明らかにする資料（水道局発行「納入証明書」又は「ご使用水量・料金のお知らせ」の写し） 第 1 項第 5 号の規定による場合
最近 1 年間の井戸水等使用量を明らかにする資料 第 1 項第 5 号の規定による場合
配置図 設置位置、放流経路、放流先、方位、道路及び目標となる地物を明示すること 増築又は改築を伴う場合は、平面図等の工事内容がわかる資料

提出部数については、特定行政庁で別途定める

（2）管理者変更に係る協議

JIS 基準ただし書を適用した浄化槽の管理者を変更しようとする場合は、次の書類により特定行政庁と協議すること。

浄化槽管理者地位承継届出書 [様式第 3 号]
誓約書 [様式第 4 号]
世帯全員の住民票写し
最近 1 年間の水道使用量を明らかにする資料（水道局発行「納入証明書」又は「ご使用水量・料金のお知らせ」の写し） 第 1 項第 5 号の規定による場合
最近 1 年間の井戸水等使用量を明らかにする資料 第 1 項第 5 号の規定による場合
その他 増築又は改築を伴う場合は、平面図等の工事内容がわかる資料

提出部数については、特定行政庁で別途定める